

近年の「飲酒運転」事案の概要

惹起事業者	関東自動車(株)	岩手県交通(株)	(有) 自然堂
発生日	平成23年7月2日(土)	平成26年2月10日(月)	平成26年5月14日(水)
概要	<p>当該運転者は、前日の19時頃に勤務を終了し、帰宅後20時頃より飲酒を開始。その後夕食をとり、23時頃就寝。</p> <p>当日朝6時に起床、7時30分頃山王団地車庫に出勤後、7時51分頃に梁瀬営業所点呼者(運行管理補助者)が行う電話点呼を実施したものの、点呼者が求めるアルコール検知器の測定結果を報告せずに出庫した。</p> <p>当該運転者は宇都宮駅行き及び宇都宮駅～帝京大学線1往復を運転。その後梁瀬営業所に回送した際に実施した対面点呼において、アルコール検知器が0.48mg/lの異常反応を示したのでその場で乗務中止とした。この間事故はなかった。</p>	<p>当該運転者は、2月10日(月)午前5時44分に営業所に出勤し、出勤点呼を受けたがアルコール検査を実施しなかった。この際、運行管理者はアルコール検査の未実施に気付いたが、他の業務中だったため、出庫点呼時に実施を予定したが、出庫点呼の際も他の業務に集中していたので、当該運転者のアルコール検査を失念した。</p> <p>その結果、当該運転者は回送含む1時間45分(37.3km、乗客延べ24名)の運行を行った。</p> <p>8時33分に帰庫後、アルコール検査を実施したところ、呼気中のアルコール量0.122mg/lを検出した。</p> <p>当該運転者は、前日の飲酒量が普段より多く、アルコール検出の不安を感じながら点呼を受けたが、運行管理者から指示がなかったため検査を実施しなかったとのこと。</p>	<p>5月14日(水)午前7時40分頃、当該運転者の運転する貸切バスが信号待ちをしていた乗用車に追突した。</p> <p>事故後、当該貸切バスの運転者の呼気から0.3mg/lのアルコールが検知され、酒気帯び運転で逮捕された。</p>
行政処分日	平成23年12月20日	—	平成26年11月7日
行政処分内容	文書警告	—	輸送施設の使用停止(130日車)
運転者の処分	懲戒解雇	—	—
備考	—	—	—

惹起事業者	大交北部バス(株)	奈良交通(株)
発生日	平成27年1月28日(水)	平成28年1月5日(火)
概要	<p>当該路線バス運転者(46才)は6時05分に伊美車庫(無人車庫)に出勤。乗務前点呼にあたり、運行管理者への電話口において携帯型アルコール検知器を使用し飲酒検査を実施し、「飲酒反応なし」と報告。</p> <p>これを受けて運行管理者は乗務に就かせたが、8時03分に高田営業所で乗務終了の点呼にあたり、運行管理者立ち会いのもと固定型アルコール検知器を使用し所定の飲酒検査を実施したところ、呼気中のアルコール含有量が0.170mg/lと表示された。</p> <p>当該運転者によると「運行前日は公休で午後6時頃から午後9時に就寝するまで、焼酎水割りをして3~4合を飲酒していた」とのこと。</p>	<p>平成28年1月5日(火)6時15分に、当該運転者が始業点呼時のアルコール検査を実施したところ、検知器の数値が表示されなかった。計3回同様に検査を行ったがいずれも数値が表示されなかったため、運行管理者は簡易検知器による検査の準備を行った。</p> <p>検知器の起動に時間がかかったことなどにより、出庫時間が迫り、当該運転者にアルコール臭が認められなかったことから、運行管理者は、アルコール検査を受けずに乗務を認めた。</p> <p>その後、当該乗務員が9時11分に帰庫し、終業点呼時のアルコール検査において0.105mg/lが検出された。</p>
行政処分日	—	平成28年6月27日
行政処分内容	—	輸送施設の使用停止(10日車)
運転者の処分	—	—
備考	—	—

近年の「点呼時における不適切事案」の概要

惹起事業者	西鉄観光バス(株)	日の丸自動車興業(株)	宮崎交通(株)
発生日	平成25年8月24日(土)	平成25年12月15日(日)	(事実確認)平成25年12月
概要	<p>1 泊2日の勤務において、当該運転者は、24日17時50分頃、宿泊先で350mlの缶ビールを飲み入浴、食事の後に就寝。</p> <p>25日朝7時頃、出勤時のアルコール検査(検査の様子を撮影する「モバイル検知」)により0.109mg/ℓを検出したため、運行管理者から時間を空け2度検査を実施するよう指示を受けた。</p> <p>その後2度の検査で、当該運転者は自ら検査をせず、特殊器具(ストローを細工し、別の者が呼気を吹き込めるもの)で代理検査をさせた。</p> <p>2、3度目の検査で異常がないと判断した運行管理者は乗務を許可し、当該運転者は目的地到着後、11時30分に支社へ戻り、ドライブレコーダーの調査の結果、不正が発覚した。</p>	<p>当該運転者Aが当日7時39分の出庫点呼の際に行ったアルコール検査において、0.113mg/ℓを検知した。4分後に再度検査を行ったが、その場に居合わせていた運転者Bが代わりに検査を行い、運行管理代務者Cはその事実を確認していたが、Cが目を離れた際にA、Bはその場を離れ、CはAを止めることができず、Aはそのまま出庫した。</p> <p>Aは、前日20時頃から350mlの缶ビール4本程度を飲酒しながら夕食をとったとのこと。</p> <p>なお、本件は内部調査により判明した。</p>	<p>当社は、平成25年10月13日路線バス運転者(40代)が始業時のアルコール検査で0.121mg/ℓの異常値を示したものの、その後の再検査を失念し、そのまま乗務させた。</p> <p>この事案を受け、当該社の全営業所の全乗務員を対象に平成24年11月から25年12月までの1年間におけるアルコール検査の実施率を調べたところ、始業時は91.2%、終業時は66.2%にそれぞれとどまっており、運転者の全員が少なくとも一度は未実施で、中には1人で212回の未実施があったことが判明した。</p>
行政処分日	平成26年1月14日	平成27年1月14日	—
行政処分内容	輸送施設の使用停止(30日車)	輸送施設の停止(150日車)	—
運転者の処分	懲戒解雇	A、B、Cは依願退職	出勤停止等の社内処分を実施。
備考			当該乗務員、運行管理者4名、営業所長、運行管理部長が対象

惹起事業者	鞆鉄道(株)	千葉中央バス(株)	横浜市交通局
発生日	平成26年8月4日(月)	平成26年9月5日(金)	平成27年5月13日(水)
概要	<p>当該運転者Aは8月4日(月)午前6時25分の点呼時のアルコール検査で0.109mg/ℓを検出し、2回目の検査を経て、3回目の検査で0.000mg/ℓとなったため6時45分から午後8時45分の間運行を行った。</p> <p>8月5日(火)に、検査データに疑問を持った本社職員が営業所へ調査を指示。調査の結果、3回目の検査において、当時その場に居合わせた乗務員Bが検査画面に映らないよう息を吹き込んでいる画像に偽装し、Aが検査をすり抜けたことが判明した。また、本来乗務を禁止すべき運行管理補助者Cがその不正に関与したことも判明した。</p>	<p>平成26年9月5日(金)22時頃、高速バス運行の遠隔地からの電話点呼にあたり、当該運転者Aはアルコール検査を実施し、0.141mg/ℓの数値を検出したが、その事実を誰にも告げず、再度の検査を実施した。その際に、その場に立ち会っていた運転者Bに身代わりを依頼し、Bが検査した結果を虚偽報告した。その後、22時15分に出庫し、Aは25時15分から乗務した。</p> <p>Aは、当日午前中に前日からの乗務を終え、現地で350mlの缶ビール2本、日本酒180mlを14時過ぎまで飲酒、16時頃就寝し、22時前に起床していた。</p> <p>なお、本件は内部調査により判明した。</p>	<p>平成27年5月13日(水)午前9時45分頃、当該運転者Aが仕業点呼時のアルコール検査で0.081mg/ℓが検出され、運行管理者が前日の飲酒を確認したところ、これを否定。</p> <p>運行管理者は、アルコール検知器の誤検知の可能性を考え、再検査を行うよう運転者Aに指示したが従わなかった。</p> <p>運行管理者は、運転者Aの代わりとして確保していた運転者Bに、運転者Aの2回目の検査を行わせ、その結果で運転者Aの2回目の検査記録をゼロとした。</p> <p>その後、運行管理者は、運転者Aの仕業点呼を完了せずに運転業務に就くよう指示し、運転者Aはアルコール反応が検知された状態のまま営業運転を行った。</p>
行政処分日	—	—	—
行政処分内容	—	—	—
運転者の処分	業務停止処分		
備考	運転者A、B、運行管理補助者C		

惹起事業者	伊 予 鉄 道 (株)	奈 良 交 通 (株)	長 崎 自 動 車 (株)
発 生 日	(事実確認)平成27年11月11日 (水)	平成27年11月7日(土)	平成28年7月17日(日)
概 要	<p>当該社は、平成27年11月9日に社内の内部通報制度によりバスガイドAのアルコール検知器不正使用が報告された。</p> <p>この報告をもとに社内調査が行ったところ、バスガイドA及び監督的立場にある運転者Bが不正な機器を利用したアルコール検査を行っていたことが発覚。</p> <p>運転者Bは、約4年8か月前から、宿泊と伴う運行に乗務した際に、宿泊施設において飲酒を行い、翌朝のアルコール検査で、で同エアポンプを利用して不正にアルコール検査を行っていたことも判明した。</p> <p>また、その他にも派遣バスガイド2名が同様の不正を行っていた。</p>	<p>平成27年11月7日(土)5時45分頃、始業点呼において、当該運転者はアルコール検査を実施し、0.07mg/ℓの数値を検出した。5時54分に再検査を実施するも0.07mg/ℓの数値を検出したため、運行管理者は当該運転者に休憩所での待機を指示し、当該運行の代務を手配した。</p> <p>その後、運行管理者が代務の手配を終え、当該運転者の確認に休憩所へ向かったが、営業所内休憩所におらず、電話も通じなかった。当該運転者が当初予定の運行を開始したことが確認され、当該運転者は6時50分に当該運行を終えて帰庫した。この際に行ったアルコール検査ではアルコールは検出されなかった。</p>	<p>平成28年7月17日(日)午前7時57分頃、当該運転者が車庫において、運行管理補助者立会いの下、乗務前点呼時のアルコール検査を実施したところ0.209mg/ℓが検出された。測定結果を確認した営業所の運行管理者が当該車庫の運行管理補助者を介し、当該運転者に真水のうがいと2回目の検査を行うよう指示し、2回目の検査で0.000mg/ℓとなった。その検査結果のデータを営業所でも確認したため、営業所の運行管理者は、当該車庫の運行管理補助者を介し、当該運転者に運行許可を与え、乗務させた。</p> <p>後日、当該運転者がアルコール検査を身内の者に身代わりさせていたことが分かり、不正が発覚した。</p>
行政処分日	—	平成28年6月27日	—
行政処分内容	—	輸送施設の使用停止(10日車)	—
運転者の処分	懲戒解雇		
備 考	バスガイドA:出勤停止14日		

惹起事業者	長 崎 自 動 車 (株)	奈 良 交 通 (株)
発 生 日	平成28年7月19日(火)	平成28年8月2日(火)
概 要	<p>平成28年7月19日(火)午前6時24分頃、当該運転者Aが始業点呼時のアルコール検査で0.113mg/ℓが検出された。運行管理者が真水のうがいと2回目の検査を行うよう指示したところ、当該運転者Aは後輩の運転者Bに身代わりの検知測定を依頼した。</p> <p>運転者Bの測定結果帳票を運転者A自身の結果として運行管理者に提出し、運行管理者も帳票のみを確認して運行を許可した。</p> <p>運転者Aが出庫した後、運行管理者がアルコール検知の結果をモニターにて確認していたところ、2回目の測定者が運転者AではなくBであったことに気づき、不正が発覚した。</p>	<p>平成28年8月2日(火)宿泊を伴う運行において、運転者宿泊所のバス駐車場で始業点呼において、当該運転者はアルコール検査を実施し、0.130mg/ℓが検出され、20分後に再検査を実施するも0.108mg/ℓが検出され、営業所へ検知データが転送された。</p> <p>運行管理者は乗務中止を指示するため、当該運転者に電話連絡を行うも、すでに運転中で応答がなかった。</p> <p>当該運転者は、配車場所までの約5.8km(約10分間)を回送運行した。</p> <p>その後、3回目となるアルコール検査ではアルコールは検出されなかった。</p>
行政処分日	—	—
行政処分内容	—	—
運転者の処分		
備 考		

※運行時における酒気帯びの事実が確認出来ない事案については、「点呼時における不適切事案」として整理した。